

日弁連総第95号

2011年(平成23年)9月30日

文部科学大臣 中川正春 殿

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健児

衆議院予算委員会における答弁に関する当連合会の見解について（申入れ）

本年9月27日に開催された衆議院予算委員会において、原子力発電所事故被害者に対する損害賠償に関し、富田茂之議員から、原子力損害賠償紛争審査会の定めた中間指針において、避難を余儀なくされたことによる精神的損害の算定につき、事故発生から6か月までは10万円又は12万円で、6か月経過後については5万円とされていることについて、その算定根拠に関する質疑がなされました。

これに対し、貴殿から、その根拠について、「交通事故で傷害を負って入院した場合の精神的損害の算定の考え方」を審査会では基準にしており、これについては「弁護士会が定めた基準」に基づいて6か月間の被害が算定されていると理解している旨の答弁がなされました。

この点について、交通事故で傷害を負って入院した場合の精神的損害の算定基準については、財団法人日弁連交通事故相談センター編の「交通事故損害額算定基準 - 実務運用と解説」及び同センター東京支部編の「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」という刊行物に掲載されているとおりですが、この算定基準自体は、弁護士が現実に出された判例を分析して基準値を割り出したものであることから、「弁護士会が定めた基準」というのは、正確な表現ではありません。

また、当連合会では、本年6月23日付け意見書にて、交通事故における算定基準をこの度の原発事故の避難による損害賠償基準に当てはめることについて明確に反対するとともに、8月17日付けの意見書において、この中間指針に基づく損害額についてもより高い金額にすべきことを提言しております。貴殿の答弁の前後関係をよく注意して拝聴していれば、趣旨は理解できるのですが、今回の原発事故の避難による損害賠償基準自体が「弁護士会が定めた基準」と考えられるおそれがあると危惧しましたので、改めて当連合会の見解を申し述べさせていただく次第です。

**【添付資料】**

- ・東京電力福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に向けての意見書（6月23日付け）
- ・「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」についての意見書（8月17日付け）